

○下妻市宅地開発事業に関する指導要綱施行細則

平成29年5月30日

告示第115号

改正 令和3年3月30日告示第62号

下妻市宅地開発事業に関する指導要綱施行細則の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この細則は、下妻市宅地開発事業に関する指導要綱（昭和57年下妻市告示第8号。以下「指導要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の経由)

第2条 指導要綱及びこの細則の規定により市長に提出する申出書、申請書、届出書及びこれらに添付する図書は、正副各1部とする。

(協議の申出)

第3条 指導要綱第5条第2項の協議申出書は、様式第1号とする。

2 同項の細則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 開発区域位置図
- (2) 土地利用現況図
- (3) 土地利用計画図
- (4) 取付道路計画図
- (5) 給水及び排水放流計画図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書で指示するもの

(同意等の通知)

第4条 指導要綱第6条第2項の規定による通知は、協議通知書（様式第2号）により行うものとする。

(寄附の申出)

第5条 指導要綱第7条第1項の規定による寄附又は譲与は、無償譲渡書（様式第3号）を市長に提出して行うものとする。

(設計確認の申請)

第6条 指導要綱第13条第2項の確認申請書は、設計確認申請書（様式第4号）とする。

2 同項の細則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 設計説明書（様式第5号）

- (2) 委任状
- (3) 公共施設の管理等に関する書類（様式第6号）
- (4) 公共公益施設管理者との協議書等
- (5) 宅地開発事業施行の同意書（様式第7号）
- (6) 隣地土地所有者及び建築物所有者への説明報告書（様式第8号）
- (7) 開発区域に含まれる土地の登記簿謄本
- (8) 事業主の資力信用に関する調書
- (9) 資金計画書
- (10) 開発区域位置図
- (11) 開発区域図（案内図）
- (12) 開発区域に含まれる土地の公図写し
- (13) 求積図
- (14) 土地利用現況図
- (15) 土地利用計画図
- (16) 計画平面図
- (17) 計画断面図
- (18) 給水計画図
- (19) 排水計画図
- (20) 消防水利図
- (21) 崖の断面図
- (22) 擁壁の断面及び構造図
- (23) 道路計画断面図及び排水施設構造図
- (24) 予定建築物の平面図及び立面図
- (25) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書で指示するもの

3 前項第10号から第24号までに掲げる図面は、別表の左欄に定める種類に応じ、同表の中欄に定める事項を明示し、同表の右欄に定める縮尺によるものとする。

（設計確認の通知）

第7条 指導要綱第13条第3項の規定による通知は、設計確認通知書（様式第9号）により行うものとする。

（変更の届出）

第8条 指導要綱第19条の規定による届出は、変更届出書（様式第10号）により行うものとする。

（設計確認の掲示）

第9条 指導要綱第20条に規定による掲示は、確認書（様式第11号）により行うものとする。

（工事完了の届出）

第10条 指導要綱第21条第1項の規定による届出は、工事完了届出書（様式第12号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付するものとする。

- (1) 開発区域に含まれる土地の公図写し
- (2) 計画平面図
- (3) 排水計画平面図
- (4) 確定測量図

（検査済証の交付）

第11条 指導要綱第21条第2項の検査済証は、様式第13号とする。

付 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

付 則（令和3年告示第62号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の告示に定める様式による用紙は、調製した残部を限度として所要の補正を行い使用することができる。

別表（第6条関係）

図面の種類	明示すべき事項	縮尺
開発区域位置図	開発区域外の道路の機能及び排水放流先の状況の判断ができる範囲	25,000分の1以上
開発区域図（案内図）	(1) 開発区域及びその周辺の地域における大字及び字の境界	2,500分の1以上

	(2) 土地の地番及び形状	
土地の公図写し	(1) 開発区域及びその周辺の地域 (2) 開発区域の境界、公道及び水路	600分の1以上
求積図	(1) 開発区域全体の求積 (2) 公共施設の求積	500分の1以上
土地利用現況図	(1) 地形（1メートルの標高差を示す等高線によるもの） (2) 開発区域の周辺の地域の道路、河川、水路 その他公共施設及び公益施設	600分の1以上
土地利用計画図	(1) 開発区域の境界 (2) 公共施設の位置及び形状 (3) 予定建築物の敷地の形状 (4) 予定建築物の用途 (5) 公益施設の位置及び形状 (6) 緩衝帯の位置及び形状	600分の1以上
計画平面図	(1) 開発区域の境界 (2) 切土又は盛土をする土地の部分 (3) 崖及び擁壁の位置 (4) 道路の位置、形状、幅員及び勾配	600分の1以上
計画断面図	(1) 切土又は盛土をする前後の地盤面 (2) 道路の構造、縦断面及び横断面	100分の1以上
給水計画図	(1) 給水施設の位置、形状及び内のり寸法 (2) 取水方法	600分の1以上
排水計画図	(1) 排水計画算定上の基礎資料（雨水計算等）及び流量計算表に基づく排水区域界 (2) 排水施設の位置、種類、規模、材料、形状、内のり寸法及び勾配 (3) 水の流れの方向 (4) 吐口の位置	600分の1以上

	(5) 放流先名称	
消防水利図	(1) 貯水槽 (2) 消火栓の位置及び能力	600分の1以上
崖の断面図	(1) 開発区域及びその周辺の地域における崖の 高さ、勾配及び土質 (2) 切土又は盛土をする以前の地盤面 (3) 崖面保護の方法	50分の1以上
擁壁の断面及び構造図	(1) 擁壁の寸法及び勾配 (2) 擁壁材料の種類及び寸法 (3) 裏込コンクリートの寸法 (4) 透水層の位置及び寸法 (5) 擁壁を設置する前後の地盤面 (6) 基礎地盤の土質 (7) 基礎杭の位置、材料及び寸法	20分の1以上
道路計画断面図及び排水施設構造図	(1) 道路の断面詳細 (2) 排水施設構造詳細図	50分の1以上